

当院は、保険医療機関として下記基準を設けています

(1) 歯科初診料の注1に規定する基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師が在籍しています。

(2) 明細書発行体制

診療の透明性を高めるため、全ての患者様に診療報酬の算定項目が記載された診療明細書を無償でお渡ししています。

(3) 医療情報取得

マイナンバーカードによるオンライン資格確認システムを導入しています。

顎変形症は、例外的に保険適用となる矯正治療のひとつです

健康保険の適用となる手術を伴う外科矯正をしています

その為には、下記条件を満たす必要があります。

- ① 顎口腔機能診断施設としての施設設置基準を満たし、東京都知事の指定をうけた保険医療機関で矯正治療をおこなう事。
- ② 特定医療材料として認められた歯科材料のみで治療をおこないます。表側のワイヤー矯正での治療、マウスピース型矯正装置(インビザライン)は保険適用になりません。
- ③ 外科矯正の保険適用は必ず顎切術の手術をおこなう事が前提です。
- ④ 当院は、東京医科大学病院の歯科口腔外科と医療連携を取っていますので、入院先は東京医科大学病院となります。
- ⑤ 治療方針の変更や治療中止などで手術を行わない場合は保険の適用とならず、自費治療で費用を支払いなおす必要があります。
- ⑥ 患者さんの希望にかかわらず、矯正医と手術を担当する口腔外科医の双方が外科矯正になると確定診断しないと保険治療は出来ません。確定診断する前の検査・診断は自費治療で進める必要があります。

※当院は特定自立支援医療機関です。

※ご症状・ご年齢によってお引受けできない場合がございます。

(医)栄照会 永福矯正歯科クリニック